

令和 7 年度
社会福祉施設等施設整備費補助事業
事業者募集要項

令和 7 年 8 月
岡崎市福祉部障がい福祉課

1 募集の趣旨

「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成 17 年 10 月 5 日 厚生労働省発社援第 1005003 号）」、「岡崎市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱」並びに「第 5 次岡崎市障がい者基本計画（中間見直し）」「第 7 期岡崎市障がい福祉計画」「第 3 期岡崎市障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉サービス事業所等の整備を促進し、岡崎市における障がい者に対するサービスの充実を図る。

2 内容および対象施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）関連施設及び児童福祉法関連施設（障がい児通所支援に限る。）の創設、増築、改築、大規模修繕、スプリンクラー設備等整備、老朽民間社会福祉施設整備並びに避難スペース整備＜対象施設＞

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を含む）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、共同生活援助又は相談支援を実施する（実施予定の）事業所及び障がい者支援施設

※以下の事業は、社会福祉施設等施設整備事業の対象外である。ただし、多機能型事業所の整備であり、以下の事業を含む場合は、その事業分は次世代育成支援対策施設整備交付金の対象となる。

児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援又は放課後等デイサービス

3 令和 7 年度の公募にかかる優先的な整備対象

限られた財源を効率的にかつ有効に活用するため、令和 7 年度の公募においては、①共同生活援助の創設 ②建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等） ③災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等における非常用自家発電設備の整備 ④災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所施設等における給水設備の整備 ⑤洪水浸水想定区域（水防法第 14 条）の危険区域に所在する施設の大規模修繕や移転改築整備 ⑥安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改築整備 ⑦ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等における多床室の個室化改修 ⑧「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕の取扱いについて」（平成 17

年 10 月 5 日) 1 の(10)に定めるグループホーム改修整備を活用した、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修 ⑨スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備 ⑩アスベストの除去等の整備 の 10 点を優先的に整備することとする。

4 応募資格及び応募事業者の要件

(1) 応募資格

応募の資格を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア 社会福祉法人

イ 特定非営利活動法人

ウ その他の公益を目的とする法人

(医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人又は一般財団法人等)

エ 営利法人

(2) 応募要件

応募事業者は次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 障害者総合支援法第 36 条第 3 項に定める欠格事項に該当しないこと。

※ 多機能型事業所の整備であり、障がい児通所支援事業を含む場合は、児童福祉法第 21 条の 5 の 15 第 3 項に定める欠格事項に該当しないこと。

イ 確実な事業及び運営を行うために十分な経済基盤、事業に対する知識経験を有するものであること。

ウ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に事業運営の責務を果たし得るものであること。

5 土地

土地については法人所有または借地とする。借地の場合は、障がい福祉サービス事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権を設定し、かつこれを登記するものとする。ただし、官公庁（県や市）が契約書上に土地の譲渡を明記している場合はその限りでない。

6 建物及び事業継続性の確保

建物については法人所有または賃貸物件とする。法人所有の場合は、整備後、建物の登記を行うこと。賃貸物件の場合は、障がい福祉サービス事業の存続に

必要な期間の賃借権を設定し、かつこれを登記するものとする。ただし、官公庁（県や市）が契約書上に建物の譲渡を明記している場合はその限りでない。

また、整備後の障がい福祉サービス事業の継続的な実施について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）」第 22 条、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）」第 14 条ならびに当該規定に関する関係通知の遵守について誓約すること。

7 整備費補助金

岡崎市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱による。

また、当該補助金については、市が国庫補助の交付決定を受けていることが交付の要件となることに注意すること（岡崎市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第 4 条第 2 項）。

8 注意事項

- (1) 応募にあたっては、関係法令及び条例を遵守すること。
（障害者総合支援法、建築基準法、都市計画法、消防法、岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例など）
- (2) 応募に際して、法人の計画どおり事業が実施できるかどうかについて指定基準等に照らし合わせて確認した上で、疑義が生じた場合は必ず岡崎市福祉部障がい福祉課施策係に事前に確認すること。
- (3) 本事業を実施する場合は、令 8 年度補助事業として、市費補助金交付決定（通常令和 8 年 6 ～ 8 月頃）以降に建築工事を着工し、令和 8 年度中に竣工、原則として令和 9 年 4 月 1 日に事業を開始すること。
- (4) 令和 8 年度補助助事業を行うために締結する契約については、原則として、一般競争入札の方法によること。

※詳細は、福祉政策課指導監査係が作成する『社会福祉施設整備に係る契約事務の基準』を確認すること。（以下掲載ページの URL）

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1424/1408/p023848.html>

9 応募方法

提出書類：別紙のとおり

（紙 1 部及び様式があるものは電子メールにて提出）

提出期間：令和 7 年 8 月 1 日（金）～ 8 月 29 日（金）

午前 9 時～午後 4 時（※要電話予約）

提出先 : 岡崎市福祉部障がい福祉課施策係（福祉会館 1 階）

電 話 (0564) 23-6163

F A X (0564) 25-7650

メール shogai@city.okazaki.lg.jp

10 事業予定者の選定について

(1) 事業予定者の選定方法

書類審査及び必要に応じて応募事業者へのヒアリングを行い、その後「岡崎市社会福祉施設等施設整備事業選定委員会」において選定する。

(2) 選定基準

ア 障がい福祉資源の充実

イ 地域連携の確保

ウ 事業継続の確保

エ 公平性の確保

(3) 選定結果

選定結果については、10 月中旬頃に通知予定。

(4) その他

ア 該当サービスに事業者の応募がなかった場合及び選定の結果、選定基準に満たない場合は、事業予定者を決定しないことがある。

イ 事業予定者と決定された後、応募内容と実際の事業計画が著しく変更された場合は、事業予定者の決定を取り消す場合がある。

11 応募にあたっての留意点

(1) 事前協議に対する費用負担

事前協議に関する費用は、全て申請者の負担とする。

(2) 提出書類の変更の禁止

提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。また、市が受理した書類は、理由の如何に関わらず返却しない。

(3) 追加資料の提出

事前協議にあたって確認が必要とされた場合、追加で資料の提出を求める場合がある。

(4) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出した書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効にするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがある。

(5) 事前協議を辞退する場合

応募受付後に辞退する場合には、辞退届（様式第 10 号）を提出すること。